

1. 登校

- (1)午前8時30分までに教室に入る。
- (2)病気などでやむを得ず、欠席や遅刻、早退をするときは、必ず事前に保護者を通じて学校へ連絡する。
連絡は、スマートフォン等にて以下の①②いずれかの方法で入力して行う。
 - ① 本校HPのメニューの、「欠席・遅刻・早退はこちら」から入力する
 - ② 年度初めに配付する入力マニュアルのQRコードから入力する ※ やむを得ず電話を使用する場合 電話(0778) 22-2253
- (3)遅刻したときには生徒支援部で所定の手続きをとって入室する。不注意による遅刻が度重なると保護者召喚の上注意される。

2. 下校

- (1)放課後は、特別の用事のない限りすみやかに下校する。
- (2)ホーム、生徒会及び部などの認められる活動時間の限度は、次のとおりである。
平日 … 午後6時までただし、顧問付き添いに限り1時間の延長を認める。なお、その際には、「延長願」を提出する。
平日以外 … 午後4時30分まで
- (3)下校の際は、戸締り、消灯、施錠等を確実にしなければならない。

3. 学校生活

- (1)礼儀正しく行動し、風紀や秩序を乱すような言動を慎む。
- (2)始業チャイムが鳴ったら席に着き、心静かに授業の開始を待つ。
- (3)授業中は常に厳粛な気持ちで学習に専念する。
- (4)無断で早退や外出をしてはならない。やむを得ない場合は担任に届け出た後、生徒支援部で所定の手続きをする。
- (5)校舎・校具は、大切に使用する。万一破損したり、そのような状況を発見したりしたときには、ただちに関係職員に届け出る。状況によっては弁償しなければならないことがある。
- (6)集会、展示、印刷物の配布・掲示、募金などは生徒支援部の許可を得なければならない。
- (7)生徒間の金品の授受、貸借及び物品の売買はしてはならない。
- (8)地球環境の保護、省資源・省エネの視点に立ち、教室をはじめ、校内の不要な電気の消灯、冷暖房の適切な温度管理やゴミの削減・分別などに努める。

4. 欠席・公欠・忌引規定

- (1)1週間以上1か月未満にわたり連続して欠席する場合は、病気の場合は医師の診断書、その他の場合は保護者の理由説明書を添えて、ホーム担任を経て校長に届け承認を受ける。あらかじめ1か月以上の欠席が予想されるときは休学の手続きをとる。
- (2)下記の理由による欠席の場合には公欠願を提出する。
 - ①校長が認めた学校教育団体企画の行事に参加する場合
 - ②その他学校が定めた場合
- (3)公欠は出席扱いにされる。ただし、各教科科目の授業については欠課となる。
- (4)忌引は次の日数とし、届け出は欠席の場合に準ずる。
 - ①父母 7日以内
 - ②祖父母・兄弟 3日以内
 - ③曾祖父母、伯叔父母 1日以内
 - ④その他の同居家族 1日以内

5. 服装等規定

服装や所持品は自らの人格を最も直接に示すものである。従って華美に流れたり、ことさら奇抜なものを着用したりすることなく、高校生としての品位を保つように心がけねばならない。

- (1)服装は本校指定のものを着用する。6月1日、10月1日に衣替えをすることを原則とする。
- (2)ソックスは男女とも白・黒・紺とし、ストッキングは黒又はベージュ色とする。
- (3)通学用の靴または運動靴、防寒着は華美でないものは認める。
- (4)化粧及び装身具は認めない。
- (5)内履きは指定のスリッパか体育館シューズを使用する。
- (6)セーターは規定のものとし、着用は10月から5月までとする。
- (7)頭髪は高校生らしく清潔感があるもので、活動に支障のないようにする。パーマ・カールや脱色、毛染め、付け毛、変形などの加工は認められない。
男子 髪は襟にかからないようにする。
女子 長い髪は束ねる。束ねるときは黒系の髪止めを使用する。リボンは認められない。
- (8)服装等で特別の事情がある場合は、異装許可を申請する。

6. 校外生活

校外においても本校生徒であることを常に忘れず、正しい判断と良心に基づき行動するように心がける。

- (1)流行に惑わされず、常に簡素で端正な服装を心がける。
- (2)保護者に無断で外泊をしない。
- (3)校外にて学校名を使用して活動する場合には、事前に生徒支援部に届けなければならない。
- (4)アルバイトは、原則として禁止する。やむを得ず家庭の事情でアルバイトが必要な場合は、アルバイト許可願を生徒支援部に提出しなければならない。
- (5)夜間外出はひかえる。午後 11 時以降の外出は「青少年育成条例」により禁止されており「深夜はいかい(夜遊び)」として補導の対象となる。
- (6)飲酒・喫煙は、絶対してはならない。
- (7)おどし・たかり等暴力行為や脅迫を受けたときには必ず学校へ連絡する。
- (8)警察官・補導員に補導されたときには、直ちにホーム担任へ申し出る。

7. 交通安全

交通法規・交通道徳を守り、生命の安全に充分注意する。特に無免許運転等絶対してはならない。

(1)自転車

- ①自転車通学は許可制とする。
- ②自転車通学希望者は生徒支援部へ届け出て、ステッカーの交付を受ける。再交付の際も届け出る。
- ③雨天の際は、交通安全のため雨合羽を使用する。雨合羽を常備する。
- ④自転車に乗る場合は、必ずヘルメットを着用する。
- ⑤交通法規は常に守り、2 人乗り・無灯火運転・傘さし運転・並進など絶対しないこと。違反したときには生徒支援部の指導を受け、場合によっては、許可を取り消されることがある。

(2)運転免許

いかなる運転免許も、その取得は認めない。ただし、3 年次の定められた期日以降、自動車学校入校許可願を生徒支援部に提出すれば許可される。

8. 賞罰

学業・性行などが他の模範と認められる生徒については、賞罰委員会で審議の上、校長がこれを表彰する。

(1)表彰の内容

ア 人命救助やボランティア活動などで顕著な善行があった者。

イ 最終学年の生徒で、次の項目のいずれかに該当する者。

① HINO 賞

「健康で、知性豊かであり、人格高潔であれ」という本校の校訓をよく体現したと思われる者。

② 皆勤賞

3 年間欠席、遅刻、早退のなかった者。ただし、学校長の認めた大学受験、就職試験、忌引等によるものは除く。

③ 部活動功績賞

部活動において、優秀な成績（県代表・全国大会出場等）を修めた部の部長、または役目を立派に果して部に貢献した者。原則として、文化部・運動部各 1 名とする。

但し、イの賞については、次の項目に該当する場合は原則として表彰しない。

(ア) 校長訓告以上の処分を受けた者 (イ) 3 年間で欠席日数が 20 日以上のある者 (ウ) 各学年成績に欠点科目がある者

④ 課外活動功績賞

本校の部には所属していないが、著しい成績（全国大会トップクラス）を収めた者。

なお、生徒心得を守らない場合には、懲戒処分が行われることがある。